

## 議案第4号

### 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（飯能市情報公開条例の一部改正）

第1条 飯能市情報公開条例（平成11年条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

「第3章 不服申立て」を「第3章 審査請求」に改める。

第17条各号列記以外の部分中「開示決定等」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき（当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。

第17条に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第18条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第1号及び第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第19条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を変更し、当該開示決定等を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改める。

(飯能市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 飯能市個人情報保護条例(平成11年条例第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第17条第1項中「決定」の次に「(以下「訂正決定等」という。)」を加え、同条第2項中「訂正等をする旨又はしない旨の決定」を「訂正決定等」に改める。

「第3章 不服申立て」を「第3章 審査請求」に改める。

第19条第1項中「第10条」を「第10条第1項」に、「又は第17条第1項に規定する決定について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て」を「、訂正決定等又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、「実施機関は」の次に「、次の各号のいずれかに該当する場合を除き」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき(当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の訂正等をするときとするとき。

第19条第2項中「第3章」の次に「(第17条第1項を除く。)」を加える。

(飯能市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 飯能市情報公開及び個人情報保護審査会条例(平成11年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条」を「第17条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第11条を削り、第10条を第11条とする。

第9条の見出しを「(提出資料の写しの送付等)」に改め、同条第2項中

「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第9条に第1項として次の1項を加え、同条を第10条とする。

審査会は、第6条第3項若しくは第4項又は第8条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第8条中「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「第6条第1項本文」を「第7条第1項本文」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「第17条」を「第17条第1項」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審査会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第12条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第13条中「企画総務部庶務課」を「行政不服審査室」に改める。

第15条中「3万円」を「50万円」に改める。

(飯能市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第4条 飯能市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「おいては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

(飯能市税条例の一部改正)

第5条 飯能市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にされた第1条の規定による改正前の飯能市情報公開条例及び第2条の規定による改正前の飯能市個人情報保護条例（以下「改正前の情報公開条例等」という。）の規定による実施機関の処分又はこの条例の施行前にされた改正前の情報公開条例等の規定による請求に係る実施機関の不作为に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

3 第4条の規定による改正後の飯能市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出については、なお従前の例による。

平成28年2月26日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市情報公開条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第2章 省略</p> <p>第3章 <u>審査請求</u>（第17条—第19条）</p> <p>第4章 省略</p> <p>附則</p> <p>    <u>第3章 審査請求</u>     （審査会への諮問）</p> <p>第17条 <u>開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、飯能市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求が不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき（当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第2章 省略</p> <p>第3章 <u>不服申立て</u>（第17条—第19条）</p> <p>第4章 省略</p> <p>附則</p> <p>    <u>第3章 不服申立て</u>     （審査会への諮問）</p> <p>第17条 <u>開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、飯能市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p>

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第19条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第19条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示して

人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

いる場合に限る。)



飯能市個人情報保護条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第2章 省略</p> <p>第3章 <u>審査請求</u>（第19条）</p> <p>第4章～第5章 省略</p> <p>附則</p> <p>（訂正又は利用停止の請求に対する決定等）</p> <p>第17条 実施機関は、前条の規定による訂正又は利用停止（以下「訂正等」という。）の請求があったときは、必要な調査を行い、訂正等をする旨又はしない旨の決定（以下「<u>訂正決定等</u>」という。）をしなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により<u>訂正決定等</u>をしたときは、当該訂正等の請求をした者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>    <u>第3章 審査請求</u></p> <p>    （審査会への諮問等）</p> <p>第19条 第14条第2項の規定において準用する公開条例第10条第1項に規定する開示決定等、<u>訂正決定等又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求があったときは、当該</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第2章 省略</p> <p>第3章 <u>不服申立て</u>（第19条）</p> <p>第4章～第5章 省略</p> <p>附則</p> <p>（訂正又は利用停止の請求に対する決定等）</p> <p>第17条 実施機関は、前条の規定による訂正又は利用停止（以下「訂正等」という。）の請求があったときは、必要な調査を行い、訂正等をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により<u>訂正等</u>をする旨又はしない旨の決定をしたときは、当該訂正等の請求をした者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>    <u>第3章 不服申立て</u></p> <p>    （審査会への諮問等）</p> <p>第19条 第14条第2項の規定において準用する公開条例第10条に規定する開示決定等又は<u>第17条第1項に規定する決定について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決</u></p>

<p><u>審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、飯能市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。</u></p> <p><u>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき（当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。</u></p> <p><u>(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の訂正等を行うこととするとき。</u></p> <p>2 <u>公開条例第3章（第17条第1項を除く。）の規定は、前項の諮問について準用する。</u></p>	<p><u>定をすべき実施機関は、飯能市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>2 <u>公開条例第3章の規定は、前項の諮問について準用する。</u></p>
--	---

飯能市情報公開及び個人情報保護審査会条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 飯能市情報公開条例（平成11年条例第1号。以下「公開条例」という。）<u>第17条第1項及び飯能市個人情報保護条例（平成11年条例第2号。以下「保護条例」という。）</u>第19条第1項の規定による諮問に応じ<u>審査請求</u>について調査審議するため、飯能市情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p><u>(会議)</u></p> <p>第5条 <u>審査会は、会長が招集し、会議の議長となる。</u></p> <p>2 <u>審査会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。</u></p> <p>3 <u>審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第6条 審査会は、必要があると認めるときは、公開条例<u>第17条第1項</u>又は保護条例第19条第1項の規定により諮問した実施機関（以下「諮問した実施機関」という。）に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 飯能市情報公開条例（平成11年条例第1号。以下「公開条例」という。）<u>第17条</u>及び飯能市個人情報保護条例（平成11年条例第2号。以下「保護条例」という。）第19条第1項の規定による諮問に応じ<u>不服申立て</u>について調査審議するため、飯能市情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第5条 審査会は、必要があると認めるときは、公開条例<u>第17条</u>又は保護条例第19条第1項の規定により諮問した実施機関（以下「諮問した実施機関」という。）に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示さ</p>

提示された公文書の開示を求めることができない。

2～3 省略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問した実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第7条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第9条 審査会は、必要があると認め

れた公文書の開示を求めることができない。

2～3 省略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問した実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第6条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第7条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第8条 審査会は、必要があると認め

るときは、その指名する委員に、第6条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第7条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第6条第3項若

しくは第4項又は第8条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するお

るときは、その指名する委員に、第5条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第6条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第9条

不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことがで

それがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第11条 省略

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(庶務)

第13条 審査会の庶務は、行政不服審査室において処理する。

(罰則)

きない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第10条 省略

(不服申立ての制限)

第11条 この条例の規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができない。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(庶務)

第13条 審査会の庶務は、企画総務部庶務課において処理する。

(罰則)

第15条 第3条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第15条 第3条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

飯能市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 審査申出書には、<u>次に掲げる事項</u>を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) <u>審査の申出に係る処分の内容</u></p> <p>(3) 審査の申出の趣旨及び理由</p> <p>(4) <u>口頭で意見を述べることを求める場合においてはその旨</u></p> <p>(5) 審査の申出の年月日</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、<u>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</u></p> <p>4～5 省略</p> <p>6 <u>審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 省略</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 審査申出書には、<u>次の各号に掲げる事項</u>を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 審査の申出の趣旨及び理由</p> <p>(3) <u>口頭で意見を述べることを求める場合においてはその旨</u></p> <p>(4) 審査の申出の年月日</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</u></p> <p>4～5 省略</p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 省略</p>



<p>2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。</p>	<p>2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。<u>ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u></p>
<p>3 省略</p>	<p>3 省略</p>
<p>4 <u>委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。</u></p>	
<p>(決定書の作成)</p>	<p>(決定書の作成)</p>
<p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、<u>次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書正副各1通を作成しなければならない。</u></p>	<p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、決定書正副各1通を作成しなければならない。</p>
<p>(1) <u>主文</u></p>	
<p>(2) <u>事案の概要</u></p>	
<p>(3) <u>審査申出人及び市長の主張の要旨</u></p>	
<p>(4) <u>理由</u></p>	
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>

飯能市税条例新旧対照表（第5条関係）

改正後	改正前
<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第11条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>審査請求</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 省略</p>	<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第11条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>不服申立て</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 省略</p>